

移動等円滑化取組報告書（バスターミナル）

（令和 6 年度）

住 所 福岡市中央区天神1丁目8番1号
事業者名 福岡市
代表者名 市長 高島 宗一郎
（道路下水道局駐車場施設課）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバスターミナル	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
藤崎バス乗継ターミナル	既設の視覚障害者誘導用ブロックについて、日本産業規格 T 九二五一に適合したものへの貼り替え時期を検討する。 （2023 年度）	令和 9 年度に施設の大規模工事と合わせて改修することとした。

② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バスへの乗降支援	バス事業者と連携し、車椅子使用者がバスに乗降する際に、スロープ板の提供を行い、円滑に乗降できるよう取り組む。	スロープ板の提供を行い、円滑な乗降が出来るよう取り組んだ。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バスへの乗降支援	バス事業者や接続施設等と連携し、車椅子使用者や乗降に困難がある利用者の乗降補助に取り組む。	乗降に困難がある利用者の乗降補助に取り組んだ。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
巡回案内の実施	施設巡回を行い、窓口やバス乗車口等への乗り場案内等を行う。	構内巡回を行い、乗り場案内等に取り組んだ。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
接遇研修の実施	国土交通省が定める「接遇研修プログラム」に準拠した接遇研修を実施する。	「接遇研修プログラム」に準拠した接遇研修を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター掲示	バリアフリースイレに関するポスターを構内掲示し、高齢者、障害者等が優先的に使用できるよう啓発を行う。	ポスターを構内掲示し、障害者等が優先的に使用できるよう啓発を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

バスターミナルと接続する早良市民センター及び福岡市営地下鉄担当部署と移動円滑化取組状況等の情報共有に努めた。

(3) 報告書の公表方法

福岡市道路下水道局ホームページにて公表を行った。

(4) その他

II バスターミナルの移動等円滑化の達成状況（バスターミナルごとに記入）

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

バスターミナルの 名称	所在都 道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	バース の数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設備 の設置の 有無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	乗降場 への対 応	リフト 付バス が乗降 できる スぺー スまた はバー スの数
	福岡市	6,669 人			8		○	○	—	○	—
（合計） 計 ターミナル				0	8	0	1	1	0	1	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50％以上所有しているか、又は自社に対し 50％以上出資している中小企業者である。	○

（第 7 号様式）

- 注 1．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 2．段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 3．バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
- 4．視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 9 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 5．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 10 条から第 12 条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 6．障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 7．障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 8．乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第 23 条第 2 号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

9. リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、（合計）にはその合計数を記入すること。
10. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
11. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。